(一) 827号 【昭和27年9月25日 第三種郵便物認可】 THE MIIKE (毎月1日、16日発行) 昭和42年8月1日 (火)

たたかえば必ず前進する

発行所
三池炭鉱労仂組合
大牟田市不知火町2
電話③3033 ③3034番
編集兼発行人 山下 開
年間600円 送料共

確信ふかめ 会社交渉闘い抜く
第二回中央委が決定

CO闘争の経過を総括し、今後の方針を決定する第二回中央委員会は七月二十六日、地域分会長・主婦会・家族の会などの参加のもとにひらかれ、CO立法をかちとった力で対会社交渉をたたかい抜くことを全員で意志統一した。

総評・炭労が一丸となる

宮川組合長はCO闘争の経過のむすびとしてつぎのようにのべた。

「三つの要求は簡単ではなかった三年八ケ月のたたかいと最終段階ではCO家族の行動、体をはった命をかけたたたかいが世論をうごかし、自民党をもある程度譲歩させた。三年八ケ月の訴えが、たたかいの下地をつくり、たたかいが成功したといえる。

われわれは今回のたたかいの中で、全力をあげてたたかえば必ず前進するという確信をもつことができた。

とくに最終段階では総評・炭労・三池労組が一丸となってたたかい抜くことができた。

この力と成果を土台にして、来週そうそうからの三井鉱山との団交をもち臨時国会開催中にかたをつけるようたたかいたい。

もし、三井鉱山が法律を守らないようことがあれば、いままで以上のたたかいを構えてCO患者を守り抜くよう決意しよう。

このことを全組合員で討議を深めよう」

患者の分断ゆるすな

大西委員の発言から

「CO問題の解決は今後にかかっている。とくに二審・三審の結果、患者の分断、家族の会や組合組織の分断がねらわれるだろう。これは敵のねらいだし、対会社交渉のたたかいの中でも、全力をあげて最大の問題としてとりくむべきだ」

中ダルミしない

これに対して塚元書記長は「全体がホッとして中だるみしないようたたかおう」と答えた。

三川鉱坑底に座り込んた人々

政府の動きも監視

今後対政府交渉としては法律内容の一層の充実、基本的には治療の継続を確認させるとこや、傷害認定、リハビリテーション、アフタケアー等々の具体化にあたり患者の実情に即した方向を確認させることが重要である。

全労仂者の連帯

三川大爆発以来三年八ケ月、CO患者とその家族、および遺族の生活と権利を守るたたかいは、あるいは越盆座り込みとなり、あるいはCO立法闘争となり激しくたたかわれてきた。

特にCO患者家族の会を中心とした全国各地へのねばり強いアピール、オルグ活動は各地の県評、各単産、単組、民主団体に合理化の実態を強く訴え、各地の労仂者の力強い連帯をうることができた。

この家族の会のねばり強い訴えとこの力強い連帯が、七月二十一日不十分ながらCO特別措置法の国会通過をかちとる原動力となったのであった。

法律を通じる三井の意図

しかしこの法律は不十分である。主婦たちが決死の覚悟と三年八ケ月のねばり強いたたかいでかちとったこの法律の中にも三井の意図がしのびこんでいる。

三井鉱山の意図はあくまでも

主張

中毒法の成立と今後のCO闘争

「生産のじゃまになる」CO患者のマツ殺であり、第三次石炭政策による合理化のいっそうの推進である。

法律ができたからといって、「三池無法地帯」といわれる三井のやり方が変るものではない。

今後は

一、政府が三井鉱山に対する強力な行政指導を行なうとともに、社労委における答弁内容を一日も早く明確化するよう、監視・要求の立場を堅持する。

二、三井鉱山との団体交渉を早急に開催して、解雇を含む労仂条件の確立と労仂能力低下による不利益なとり扱いをさせない。このほか、要求全項目の完全獲得をめざすたたかいを決意する。

三、療養継続とリハビリテーションを含む完全治療体制の確立、障害認定、アフターケア、再発とり扱い等々の諸問題を人道的、労仂者的立場にたった措置をとらせる。

四、遺族の両工場における賃金、労仂条件の確保、その他の大幅改善を三井鉱山に確約させる。

五、われわれはあくまで三井鉱山と政府の責任を追及し、職場、地域にあっては患者とその家族を守るたたかいに結集する。

この五つのたたかいを、今度こそ全組合員のものとして一層推進に努力しよう。

たたかいは今からである。

炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法

（目的）

第一条 この法律は炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関し、一酸化炭素中毒症にかかった労仂者に対して特別の保護措置を講じることなどにより、労仂者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

一、炭鉱災害 石炭鉱業を行なう事業場におけるガスまたは炭じんの爆発、その他労仂省令で定める災害をいう。

二、一酸化炭素中毒症 一酸化炭素による中毒及びその続発症をいう。

三、使用者 労仂基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十条に規定する使用者をいう。

四、労仂者 労仂基準法第九条に規定する労仂者をいう。

（使用者及び労仂者の義務）

第三条 使用者及び労仂者は、労仂基準法及び鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）の規定によるほか、炭鉱災害により一酸化炭素が発生した場合における一酸化炭素中毒症の防止について適切な措置を講ずるように努めなければならない。

（差別的取り扱いの禁止）

第四条 使用者は、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症にかかった労仂者の労仂条件について、その者が当該一酸化炭素中毒症にかかった者であることを理由として、一切の差別的取り扱いをしてはならない。

（健康診断）

第五条 使用者は、炭鉱災害により一酸化炭素が発生した際、業務上の必要により、その発生に係る場所にあり、またはその直後業務上の必要により当該場所に立入った労仂者（以下「被災労仂者」という）に対し遅滞なく労仂省令で定めるところにより、一酸化炭素中毒症に関する専門の医師による一酸化炭素中毒症に関する健康診断を行なわなければならない。

2 使用者（被災労仂者を当該炭鉱災害が起ったときから引き続き使用する使用者に限る。以下第七条までにおいて同じ）は、当該被災労仂者（当該炭鉱災害による一酸化炭素中毒症について現に労仂者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による療養補償給付、もしくは長期傷病補償給付または労仂基準法の規定による療養補償を受けている被災労仂者および第九条に規定する被災労仂者を除く）に対し、当該炭鉱災害が起った日から起算して二年を経過するまでの間（当該炭鉱災害による一酸化炭素中毒症にかかったと認められた被災労仂者については、当該一酸化炭素中毒症が治ったと認められた日から起算して二年を経過するまでの間）労仂省令で定めるところにより、定期に専門の医師による一酸化炭素中毒症に関する健康診断を行なわなければならない。

3 被災労仂者は正当な理由がある場合を除き、前二項の規定により、使用者が行なう健康診断を受けなければならない。

但し、使用者が指定した医師の行なう健康診断を受けることを希望しない場合において、他の専門の医師の行なう前二項の規定による健康診断に相当する健康診断を受け、その結果を証明する書面、その他労仂省令で定める物件を使用者に提出したときは、この限りでない。

4 使用者は、労仂省令で定めるところにより、第一項および第二項の規定による健康診断ならびに前項但書に規定する健康診断に関する記録を作成し、これを五年間保存しなければならない。

5 使用者は第一項または第二項の規定により健康診断を行なった場合においては、その限度において労仂基準法第五十二条第一項の規定による健康診断を行なわなくてもよい。被災労仂者が第三項但書に規定する健康診断を受けた場合においても同様とする。

（作業の転換等の措置）

第六条 使用者は、前条第一項もしくは第二項の規定による健康診断または同条第三項但書に規定する健康診断の結果に基づき、被災労仂者に関し危害防止または健康保持のため必要があるときは当該被災労仂者の実情を考慮して就業場所の変更、作業の転換、労仂時間の短縮その他の適切な措置を講じなければならない。

第九条に規定する被災労仂者に関し、危害防止または健康保持のため必要があるときも同様とする。

（福利厚生施設の供与）

第七条 使用者は、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症にかかった被災労仂者であって労仂者災害補償保険法の規定による長期傷病補償給付を受けるに至った者が、その受けるに至った時において、住宅その他の福利厚生に関する施設であって労仂省令で定めるもの（以下「福利厚生施設」という）の供与を引続き受けることを希望した時は、労仂省令で定める期間当該福利厚生施設を供与しなければならない。

2 使用者は、前項の規定による福利厚生施設の供与については当該被災労仂者が使用されていた事業所に使用される労仂者に対する福利厚生施設の供与と均衡を失なわないようにしなければならない。

（介護料の支給）

第八条 政府は、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症について、労仂者災害補償保険法の規定による療養補償給付または長期傷病補償給付を受けている被災労仂者であって、常時介護を必要とするものに対し、労仂省令で定めるところにより介護料を支給する。

2 介護料は、介護に要する費用を考慮して労仂大臣が定める金額とする。

（診察等の措置）

第九条 政府は、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症について労仂者災害補償保険法の規定による療養補償給付または長期傷病補償給付を受けていた被災労仂者であって、当該一酸化炭素中毒症が治ったものに対し、必要があると認めたときは、労仂省令で定めるところにより、診察その他労仂省令で定める措置を行う。

（労仂者災害補償保険法との関係）

第十条 第八条第一項の規定による介護料の支給および前条の規定による診察等の措置は、労仂者災害補償保険法第二十七条の規定の適用については、同上に規定する保険給付の額とみなす。

2 第八条第一項の規定による介護料の支給および前条の規定による診察等の措置に要する費用の額は、労仂者災害補償保険法第二十三条第一項の保険施設とする。

（リハビリテーション施設の整備）

第十一条 政府は、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症にかかった被災労仂者のためのリハビリテーション施設の整備につとめなければならない。（以下六ページ）